

## 成人保健

## 肺がん検診(胸部レントゲン撮影)

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

肺がんは近年急激な増加傾向にあり、一般的に40歳を過ぎると増加してきます。80歳以上の方は年一回のレントゲン撮影を国で推奨しています。町では肺がん検診として実施しています。

## 生活習慣病などの予防

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

## ◆健康診査

死亡原因の大半を生活習慣病などが占めています。健康で明るい生活を過ごすためにも健康診査(健診)を受け、身体の定期点検を心掛けましょう。

## ○特定健診

健診内容(問診・検尿・身体計測・血圧測定・血液・内科診察・眼底検査・心電図)

○胃がん検診 ○大腸がん検診

○前立腺がん検査

○肝炎ウイルス検査

○乳がん検診 ○子宮頸がん検診

○歯周病予防検診(40～70歳までの5歳間隔)

○人間ドック

健診内容

〈必須項目〉

問診・検尿・身体計測・血圧測定・眼底検査・内科診察・心電図・血液

〈希望項目〉

- ・胃がん検診・大腸がん検診
- ・子宮頸がん検診・乳がん検診(女性のみ)
- ・前立腺がん検査・腹部超音波検査・肺がん喀痰検査(たばこ指数の多い人等)
- ・骨粗鬆症検診・肝炎ウイルス検査 など

## ◆地区組織活動

## ○食生活改善推進員

生活習慣病等予防のために、食生活面でのボランティア活動をしています。養成講習会や伝達講習会を開催していますので、広報紙をごらんください。

## 40歳からの健康

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

40歳からの健康管理のため、健診のほかに次の事業を実施しています。

## ○健康教育

生活習慣病予防教室、がん予防健康教室、歯周疾患予防教室などを医師・保健師により各地区で実施します。

## ○健康相談

人間ドック、総合健診等の結果を持参ください。

## ○訪問指導

健康保持増進のため、必要な方に訪問します。

## ○輝らりやまのべ健康教室

初歩的な運動(水中運動、トレーニング、ひざ痛改善、貯筋体操、肩こり・腰痛改善等)を開催します。

## 献 血

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

献血は皆さんの善意で支えられています。尊い命を守るためにご協力ください。

| 献血の種類       | 採血可能年齢      |
|-------------|-------------|
| 200ミリリットル献血 | 満16歳～69歳    |
| 400ミリリットル献血 | 男性：満17歳～69歳 |
|             | 女性：満18歳～69歳 |
| 成分献血(血小板)   | 男性：満18歳～69歳 |
|             | 女性：満18歳～54歳 |
| 成分献血(血漿)    | 満18歳～69歳    |

※65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血経験がある方に限ります。

※山辺町に献血車が来る時は、400ml献血のみとなります。

健康な方ならどなたでも献血することができます。お問い合わせは、山形県赤十字血液センター(山形市松波1-18-10 TEL 622-5301)または、保健福祉センターへ。

# 母子保健

## 母子健康手帳交付

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

妊娠の届出をした妊婦さんに「母子健康手帳」と「妊婦健康診査受診券」をお渡しします。交付には**事前予約が必要**です。保健福祉センターに事前にお電話(667-1177)でご予約をお願いします。  
【交付日時】 平日の午前9時～午後3時30分(土日・祝日を除く)  
※母子手帳交付には1時間程お時間をいただいております。

【届出場所】 山辺町保健福祉センター

【持ち物】 妊娠届出書、印鑑、個人番号が確認できるもの(個人番号カード、個人番号通知カード等)、本人確認ができるもの(個人番号カード、運転免許証等)

## すこやかな子どもの成長

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

子どもをすこやかに育てるため、次の健診を実施しています。

○乳児健診

・3カ月児健診

・9カ月児健診

○1歳6カ月児健診・フッ素塗布

○2歳6カ月児歯科健診・フッ素塗布

○3歳児健診

○5歳児健診

子育ての悩みや不安解消のため保健師が訪問します。健診や教室の日程等は広報紙で確認してください。

## 母と子の健康

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

健康で明るい家庭を築くために、次の事業を行っています。

○パパママ教室

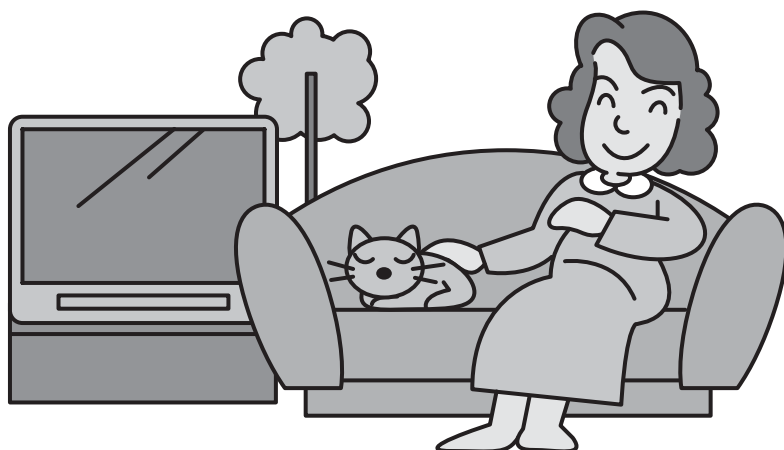
妊娠中の過ごし方や、育児についての正しい知識を身につけ、穏やかな気持ちで子どもをむかえられるよう教室を開催しています。

## 病気から身体を守ろう《予防接種》

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

子どもの健康を守るため、予防接種を受けましょう。

詳しくは、広報紙・ホームページで確認してください。



# 2

戸籍・登録  
国民年金  
税金

健康・福祉  
国保  
介護保険

ごみ・衛生  
水道・防災  
交通安全

土地・建物  
道路・交通

農林水産業  
商工業

保育・学校  
スポーツ  
文化

地区委員  
選挙・議会  
広報広聴

## 日曜当番医

## 日曜日に病気になったとき

問い合わせ ▶ 保健福祉センター TEL667-1177

町では、天童市東村山郡医師会の協力を得て、町の医療機関が当番で日曜日の診療を行っています。当番医は毎月1日発行の広報やまのべお知らせ版をご覧ください。診療時間は、午前9時～正午までです。日曜当番医は緊急時のみご利用ください。定期的な通院等は通常の診療時間内でお願いします。なお、診療時間外や祝日はかかりつけの医療機関、山形市医師会休日夜間診療所（TEL635-9955）にお問い合わせください。

また、保険証は忘れずにご持参ください。

## 小児救急電話相談

TEL：#8000または  
633-0299

## 大人の救急電話相談

TEL：#8500または  
633-0799

相談日：毎日  
相談時間：午後7時～  
翌朝8時

## 山形市休日夜間診療所

住所／山形市香澄町二丁目9-39

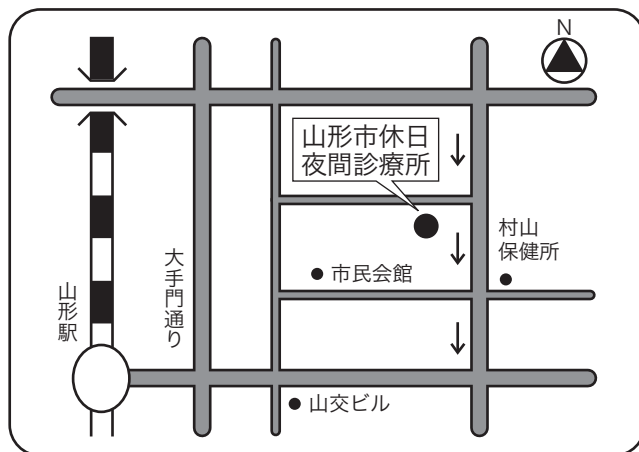
## 休日の診療（内科・外科・小児科）

- ・日曜・祝日・年末年始（12月31日から1月3日）
- ・午前9時から午前11時45分、午後1時30分から午後5時
- ・内科・外科系医師：1名、小児科医師：1名

## 夜間の診療（内科・小児科）

- ・毎日（年中無休）
- ・午後7時から午後11時  
（※小児科は午後7時30分から午後10時30分）
- ・内科系医師：1名、小児科医師：1名

TEL 635-9955



# 国民健康保険

## 国民健康保険

問い合わせ ▶ 国保医療係 TEL667-1109

### ◆加入の対象となる方

すべての国民は何らかの健康保険に加入しなければなりません。次の方以外はすべて国民健康保険の加入者になります。

- ・職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している方とその扶養家族
- ・他の国民健康保険組合に加入している方とその扶養家族
- ・生活保護を受けている方
- ・後期高齢者医療に加入している方

## 国保の給付

### ○療養の給付

皆さんが病気やケガをしたときに、国保を取り扱う病院、診療所などの窓口で保険証やマイナ保

険証（70歳以上75歳未満の人は高齢受給者証も）を提示すれば、年齢に応じた一部負担の支払で医療を受けることができます。

### ○療養費の支給

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、役場へ申請し審査で決定すれば自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- ① 急病など、やむを得ない理由で保険証やマイナ保険証を持たずに治療を受けたとき
- ② 治療目的の渡航を除き、国外で診療を受けたとき（海外療養費）
- ③ コルセットなどの補装具を購入したとき（医師が治療上必要と認めた場合）
- ④ はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）
- ⑤ 骨折や捻挫などで国保を扱ってない柔道整復師の施術を受けたとき（一定の要件を満たした場合）
- ⑥ 輸血のための生血の費用を負担したとき（医師が治療上必要と認めた場合）

### ○入院したときの食事代（1食あたりの標準負担額）

|            |      |                |                          |
|------------|------|----------------|--------------------------|
| 一般（下記以外の人） |      |                | 1食 490円<br>（一部280円の場合あり） |
| 住民税非課税世帯   | 低所得Ⅱ | 過去1年間の入院が90日以内 | 1食 230円                  |
|            |      | 過去1年間の入院が91日以上 | 1食 180円                  |
|            | 低所得Ⅰ |                | 1食 110円                  |

※住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示、またはマイナ保険証で情報提供の同意が必要です。

### ○高額療養費

1カ月（1日～末日）に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたときは、申請によりその超えた分が「高額療養費」として支給されます。

限度額は70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方

### 【70歳未満の方の場合】

で異なり、また、所得区分によっても異なります。

「高額療養費」の支給を受けるには申請が必要ですが、該当する方には役場からお手続きのご案内をします。

### 自己負担限度額（月額）

| 所得区分 |                   | 限度額                           | 4回目以降    |
|------|-------------------|-------------------------------|----------|
| ア    | 年間所得<br>901万円超    | 252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1％ | 140,100円 |
| イ    | 600万円超<br>901万円以下 | 167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1％ | 93,000円  |
| ウ    | 210万円超<br>600万円以下 | 80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1％  | 44,400円  |
| エ    | 210万円以下           | 57,600円                       | 44,400円  |
| オ    | 住民税非課税世帯          | 35,400円                       | 24,600円  |

※年間所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

※同じ医療機関でも内科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。

※2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算になります。

※入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

2

戸籍・登録  
国民年金  
税金

健康・福祉  
国保  
介護保険

ごみ・衛生  
水道・防災  
交通安全

土地・建物  
道路・交通

農林水産業  
商工業

保育・学校  
スポーツ  
文化

地区委員  
選挙・議会  
広報広聴

## 【70歳以上75歳未満の方の場合】

| 自己負担限度額（月額） |                   |                               |                    |
|-------------|-------------------|-------------------------------|--------------------|
| 所得区分        |                   | 外来（個人単位）の限度額                  | 外来＋入院（世帯単位）の限度額    |
|             |                   |                               | 4回目以降              |
| 課税所得        | 690万円以上（現役並み所得者Ⅲ） | 252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1％ | 140,100円           |
|             | 380万円以上（現役並み所得者Ⅱ） | 167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1％ | 93,000円            |
|             | 145万円以上（現役並み所得者Ⅰ） | 80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1％  | 44,400円            |
| 一般          |                   | 18,000円<br>年間上限<br>144,000円   | 57,600円<br>44,400円 |
| 低所得者Ⅱ       |                   | 8,000円                        | 24,600円            |
| 低所得者Ⅰ       |                   | 8,000円                        | 15,000円            |

※年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

※外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。

※病院・診療所、内科・歯科の区別なく合算します。

※入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

※75歳に到達する月は、誕生日前の国保制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります。

## 【高額療養費の多数回該当】

過去12カ月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、「4回目以降」の額が限度額になります。

〔同一都道府県内での市町村間の住所異動の場合、世帯の継続性などの条件を満たしているときは、高額療養費の該当回数が引き継がれます。〕

## ○限度額適用認定証

入院・外来どちらの場合でも医療費が高額になるときは、事前に役場に申請をし「限度額適用認定証」等の交付を受けて、保険証といっしょに医

療機関等に提示すると窓口での支払金額が自己負担限度額までの負担ですみます。

また、マイナ保険証で情報提供の同意をした場合は認定証の申請及び提示は不要です。

| 【限度額認定証の種類】  |             |                  |
|--------------|-------------|------------------|
| 対象者          | 所得区分        | 認定証の種類           |
| 70歳未満の方      | ア～エ         | 限度額適用認定証         |
|              | オ           | 限度額適用・標準負担額減額認定証 |
| 70歳以上75歳未満の方 | 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ  | 限度額              |
|              | 一般・現役並み所得者Ⅲ | ※交付申請は不要         |
|              | 低所得者Ⅱ       | 限度額適用・標準負担額減額認定証 |
|              | 低所得者Ⅰ       |                  |

※国民健康保険税に滞納があると証の交付ができない場合があります。

※70歳以上75歳未満の所得区分「現役並み所得者Ⅲ」及び「一般」の方については、「保険証」と「高齢受給者証」を医療機関等に提示することで、窓口での支払金額が自己負担限度額までの負担となるため申請は不要です。

## ○特定疾病療養受療証

高額な治療を長期間継続して行う必要がある先天性血液凝固因子障害の一部・人口透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方は、「特定疾病療養費受療証」(申請により交付)を病院などの窓口で提示(マイナ保険証の場合、申請は必要ですが提示は不要)すれば、自己負担額は年齢にかかわらず1カ月1万円までとなります。

※ 70歳未満で人口透析が必要な慢性腎不全の方のうち、基準総所得額が600万円を超える方は2万円までになります。

| 70歳以上75歳未満の方の自己負担割合 |    |
|---------------------|----|
| 現役並み所得者以外           | 2割 |
| 現役並み所得者             | 3割 |

## ○出産育児一時金

国保に加入している方が出産したときに支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。原則として国保から医療機関に直接支払われます(直接支払制度)。

※ 直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、申請が必要となります。

※ 他の公的医療保険から支給される場合は対象外です。

## ○葬祭費の支給

国保に加入している方が亡くなったとき、申請により葬祭を行った方に支給されます。

## ○移送費の支給

医師の指示により、緊急やむを得ず入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して国保が必要と認めた場合に支給されます。

## ○高齢受給者証

国保に加入している70歳以上75歳未満の方には「高齢受給者証」が交付され(窓口での申請等は必要ありません)医療機関等の窓口での自己負担の割合や限度額が変わります。「高齢受給者証」は70歳に到達する月の翌月(1日生まれの人はその月)から使うことができます。

※平成30年8月からは、保険証と一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

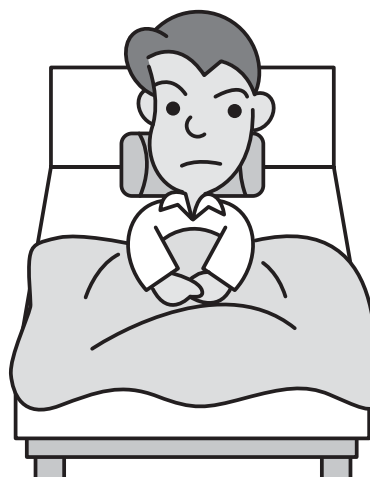
## ○高額療養費貸付制度

長期にわたる入院や手術などで特に医療費が高額になり自己負担分の支払いが困難な場合、高額療養費の支給を受けることが見込まれる方には、高額療養費が支給されるまでの間、医療機関等への支払いに充てる資金として無利子で貸し付けします。

## ○出産費貸付制度

国保に加入し出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる方には、出産育児一時金が支給されるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金として無利子で貸し付けします。

お手続きの方法など詳細についてはお問い合わせください。



## ◆加入・変更手続き

世帯または被保険者に異動があったときなどは、届け出てください。

|           | こんなとき             | 届け出に必要なもの          |                    |  |
|-----------|-------------------|--------------------|--------------------|--|
| 国保に加入するとき | 職場の健康保険をやめたとき     | 職場の健康保険をやめた証明書     |                    |  |
|           | 職場の健康保険の扶養から外れたとき | 職場の健康保険の扶養から外れた証明書 |                    |  |
|           | 転入するとき            | 転出証明書              |                    |  |
|           | 子どもが生まれたとき        | 母子健康手帳             |                    |  |
|           | 生活保護を受けなくなったとき    | 生活保護廃止決定通知書        |                    |  |
| 国保をやめるとき  | 職場の健康保険に加入したとき    | 職場の健康保険証・保険証       |                    |  |
|           | 職場の健康保険の扶養になったとき  | 職場の健康保険証・保険証       |                    |  |
|           | 転出するとき            | 保険証                | 高齢受給者証<br>(70～74歳) |  |
|           | 死亡したとき            | 保険証・葬祭を行った方の通帳     |                    |  |
|           | 生活保護を受けるようになったとき  | 保険証・生活保護開始決定通知書    |                    |  |
| その他       | 同じ市町村内で住所が変わったとき  | 保険証                |                    |  |
|           | 世帯主や氏名などが変わったとき   | 保険証                |                    |  |
|           | 修学のため転出するとき       | 保険証・在学証明書又は学生証の写し  |                    |  |
|           | 保険証を紛失したとき        | 身分を証明するもの（免許証等）    |                    |  |

- ◆以上の届け出には、世帯主とご本人両方のマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。  
マイナンバー（個人番号）カードまたは個人番号通知カードをお持ちください。
- ◆窓口に来られた方の本人確認ができるもの（運転免許証等）も持ちください。



## ◆退職者医療制度

国民健康保険に加入している方が、厚生年金や共済年金などを受給している場合は、退職者医療に該当します。

ただし、65歳未満の方で、厚生年金や共済年金などの加入期間が20年（または40歳以降に10年）以上ある方です。

また、扶養家族も対象となる場合があります。  
※退職者医療制度は、平成26年度末で廃止されておりますが、それまで退職被保険者だった人が65歳になるまでの間は平成27年度以降も退職者医療制度の対象となります。

## ◆保険証の更新

保険証の有効期限は毎年7月31日までとなっています。新しい保険証は7月中に世帯主宛てに郵送します。有効期限の切れた保険証は使用できませんので破棄してください。

また令和6年12月2日に保険証の新規交付は廃止予定です。お持ちの保険証は有効期限までは使用できます。それ以降はマイナ保険証を利用するか、新たに交付される「資格確認書」をご利用ください。

## ◆第三者行為による病気やケガ

交通事故など第三者行為によるケガや病気などで医療機関等を受診する場合でも、国保で医療機関にかかることができます。

その際には、届出の義務がありますので、すみやかに国保の窓口へ届け出てください。

届出の前に示談が成立していたり相手側から治療費を受け取っていたりすると、国保では治療が受けられませんのでご注意ください。

交通事故以外で第三者行為に該当するもの

- ・ スキー・スノーボードなどの衝突・接触事故
- ・ 他人のペットにかまれた
- ・ 工事現場からの落下物などによるケガ

など

## ◆ジェネリック医薬品

医療費を抑えるためジェネリック医薬品を利用しましょう。

### 【品質と安全性】

「ジェネリック医薬品」は新薬と同じ有効成分で製造されており、国から新薬と同等の効果と安全性をもつと認められたうえで販売されています。

### 【価格が抑えられています】

ジェネリック医薬品の価格は、新薬の2～7割ほどのものが多く、ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、町の医療費を減らすことにつながります。

### 【ジェネリック医薬品を希望する場合】

ジェネリック医薬品を利用したいときは、医療機関や薬局の窓口でジェネリック医薬品を希望する旨を伝えてください。

## ◆特定健診（40歳以上75歳未満の国保の被保険者）

特定健診は、メタボリックシンドロームを早期に発見して、生活習慣病を未然に防ぐために実施されます。毎年必ず受診をして健康管理に役立てましょう。

## ◆医療費の節約に努めましょう

医療費が増えると、国保の財政が圧迫され、保険料の引き上げを招くことがあります。

### 医療費を節約するために心がけたいこと

- 1 同じ病気での「はしご受診」や「重複受診」はやめる  
医療費の無駄遣いになるだけでなく、薬の重複使用等で体にも悪影響をおよぼします。
- 2 時間外受診は避ける  
緊急時以外は、診療時間内に医療機関にかかるようにしましょう。
- 3 治療は途中でやめない  
一度中断して再度受診をすると、また新たに初診料がかかってしまうことがあります。
- 4 領収書・明細書は保管しておく  
領収書や明細書があれば、治療内容がわかり、医療費の請求間違いなどにも気がつきやすくなります。
- 5 ジェネリック医薬品を利用する  
ご自身の自己負担も軽減されます。医師または薬剤師に相談し、納得したうえでえらびましょう。
- 6 定期検診を受け、日頃から健康管理に努める  
病気を早期に発見すれば治療期間も短く、医療費も少なくて済みます。

# 2

戸籍・登録  
国民年金  
税金

健康・福祉  
国保  
介護保険

ごみ・衛生  
水道・防災  
交通安全

土地・建物  
道路・交通

農林水産業  
商工業

保育・学校  
スポーツ  
文化

地区委員  
選挙・議会  
広報広聴

# 後期高齢者医療・福祉医療

## 後期高齢者医療

問い合わせ ▶ 国保医療係 TEL667-1109

75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入します。(一定の障がいのある方は申請により65歳から加入できます。)該当者には「後期高齢者医療被保険者証」を交付しますので、医療機関に提示の上、医療費の一部負担金を支払ってください。

### ○高額療養費

一カ月に支払った医療費の一部負担金が自己負担限度額(限度額は国保70歳以上の方と同じ)を超えたときは、申請により「高額療養費」として後日支給されます。申請が必要な方には後日お知らせが届きます。

### ○医療費が高額になる場合

入院・外来どちらの場合でも医療費が高額になるときは、該当する方については「限度額適用・標準負担額減額認定証」等を医療機関に提示すると、窓口での負担は自己限度額までになりますから、あらかじめ役場にて認定証の交付申請をしてください。

ただし、マイナ保険証で情報提供の同意をした場合は認定証の申請及び提示は不要です。

○後期高齢者医療制度は県内の市町村で構成する山形県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営し、被保険者の資格管理や保険料等の決定・賦課などの事務を行います。

山形県後期高齢者医療広域連合

〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地

TEL0237-84-7100

## 福祉医療

問い合わせ ▶ 国保医療係 TEL667-1109

### ◆重度心身障がい(児)者医療制度

心身に重度の障がいのある方を対象とした医療費の助成制度です(保険診療分自己負担額の軽減)。

制度の利用にはあらかじめ申請が必要で、要件を満たす方には「重度心身障がい(児)者医療証」

が交付されます。

制度の対象となるには、障がいの程度および所得要件があります。詳細についてはお問い合わせください。

医療証の交付申請の際には、健康保険証、障がいの程度を証明するもの(手帳、年金証書等)、高齢受給者証(70歳から74歳で後期高齢者医療の障がい認定を受けていない方)をお持ちください。なお、当町の課税台帳で所得の状況等が確認ができない場合には、源泉徴収票や所得証明書などが必要になります。

### ◆子育て支援医療制度

出生から高校卒業相当(18歳に達した年度末)までの方を対象とした医療費の助成制度です。出生による医療証の交付申請のときは、お子さんの健康保険証もしくは資格確認書をご持参ください。

医療証は出生から中学の方へは毎年更新され、中学卒業から高校卒業相当の方へは18歳に達した年度末までの医療証が交付されます。原則郵送により交付されますが、町で所得の確認ができない場合等は更新手続きが必要です。該当する方には通知が送られます。

なお、お子さんの健康保険証に変更があった場合は届け出が必要です。変更後の保険証もしくは資格確認書、お持ちの子育て支援医療証をご持参ください。

### ◆ひとり親家庭等医療制度

18歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭等および両親のいない18歳以下の児童を対象とした医療費の助成制度です(保険診療分の自己負担額が無料)。

制度の利用にはあらかじめ申請が必要で、要件を満たす方には「ひとり親家庭等医療証」が交付されます。

制度の対象となるには、扶養状況(就労等により親が児童を養育していること)、所得税の課税状況の要件を満たす必要があります。詳細についてはお問い合わせください。

なお、未就労、就労困難な場合であっても該当する場合がありますのでご相談ください(求職活動・就労に向けた活動を行っている、就労が困難な特別な事情があるなど)。

# 介護保険

## 介護保険

問い合わせ ▶ 介護保険係 TEL667-1107  
介護支援係 TEL667-1107

40歳以上のすべての方が加入し、介護が必要になったときにみんなで支え合う制度です。

### ◆介護保険の給付

介護認定を受けた方が必要なサービスを受けた場合、介護サービス費用の1割（2割・3割）をサービス事業者にお支払いください。残りの9割（8割・7割）は介護保険が負担します。

### ○介護サービスを受けられる方は

①65歳以上で常に介護または身の回りの手助けが必要な方と②40歳以上65歳未満で国で定める特定疾病となり、常に介護または身の回りの手助けが必要になった方です。

### ○介護サービスを受けたいときは

介護サービスを受けるためには、要介護・要支援・総合事業対象者の認定を受けてください。相談は山辺町地域包括支援センター（TEL666-6565）が行っています。

### ◆介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの月額限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して年額の限度額（次表）を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

### ○高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

| 所得区分          | 70歳未満の人 |
|---------------|---------|
| 901万円超        | 212万円   |
| 600万円超901万円以下 | 141万円   |
| 210万円超600万円以下 | 67万円    |
| 210万円以下       | 60万円    |
| 住民税非課税世帯      | 34万円    |

| 所得区分        | 70～74歳の人がいる世帯 | 後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯 |
|-------------|---------------|------------------------|
| 課税所得690万円以上 | 212万円         | 212万円                  |
| 課税所得380万円以上 | 141万円         | 141万円                  |
| 課税所得145万円以上 | 67万円          | 67万円                   |
| 一般          | 56万円          | 56万円                   |
| 低所得者Ⅱ       | 31万円          | 31万円                   |
| 低所得者Ⅰ*      | 19万円          | 19万円                   |

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●所得区分について、詳しくは町民生活課の担当窓口までお問い合わせください。

●支給対象となる人は町民生活課の医療保険窓口へ申請が必要です。

### ◆緊急に介護サービスを利用したい場合

要介護認定前に緊急その他やむを得ない理由によりサービスを利用したい場合には、申請と同時にサービスが利用できます。介護認定が決まりますと申請日にさかのぼってサービス費の9割（8割・7割）が払い戻されます。

また、暫定介護サービス計画を作成することにより通常の利用と同じ1割（2割・3割）の負担で利用できます。

2

戸籍・登録  
国民年金  
税金

健康・福祉  
国保  
介護保険

ごみ・衛生  
水道・防災  
交通安全

土地・建物  
道路・交通

農林水産業  
商工業

保育・学校  
スポーツ  
文化

地区委員  
選挙・議会  
広報広聴

## ◆利用できるサービス

| サービスの種類     |                                    |             |                        |
|-------------|------------------------------------|-------------|------------------------|
|             | 在宅サービス                             | 施設サービス      | 地域密着型サービス              |
| 要介護者        | ☆訪問介護（ホームヘルプ）                      | ☆介護老人福祉施設   | ☆小規模多機能型居宅介護           |
|             | ☆訪問入浴介護                            | ☆介護老人保健施設   | ☆夜間対応型訪問介護             |
|             | ☆訪問リハビリテーション                       | ☆介護医療院      | ☆認知症対応型通所介護            |
|             | ☆訪問看護                              |             | ☆認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |
|             | ☆通所介護（デイサービス）                      |             | ☆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  |
|             | ☆通所リハビリテーション（デイケア）                 |             | ☆地域密着型特定施設入居者生活介護      |
|             | ☆居宅療養管理指導                          |             |                        |
|             | ☆短期入所生活介護／療養介護                     |             |                        |
|             | ☆福祉用具貸与／販売                         |             |                        |
|             | ☆住宅改修                              |             |                        |
| 要支援者        | ☆介護予防訪問型サービス（ホームヘルプ）               | ※施設入所はできません | ☆介護予防小規模多機能型居宅介護       |
|             | ☆介護予防訪問入浴介護                        |             | ☆介護予防認知症対応型通所介護        |
|             | ☆介護予防訪問リハビリテーション                   |             | ☆介護予防認知症対応型共同生活介護      |
|             | ☆介護予防訪問看護                          |             |                        |
|             | ☆介護予防通所型サービス（デイサービス）               |             |                        |
|             | ☆介護予防通所リハビリテーション                   |             |                        |
|             | ☆介護予防居宅療養管理指導                      |             |                        |
|             | ☆介護予防短期入所生活介護／療養介護                 |             |                        |
|             | ☆介護予防福祉用具貸与／販売                     |             |                        |
|             | ☆介護予防住宅改修                          |             |                        |
| 総合事業<br>対象者 | ☆介護予防特定施設入居者生活介護                   |             |                        |
|             | ☆介護予防訪問型サービス（ホームヘルプ）               |             |                        |
|             | ☆介護予防訪問型サービスA（くらし支援）               |             |                        |
|             | ☆介護予防通所型サービス（デイサービス）               |             |                        |
|             | ☆介護予防通所型サービスA（ミニデイサービス<br>お買物リハビリ） |             |                        |

※介護サービスを利用したときは、費用の1割（2割・3割）を自己負担します。食費や居住費は全額負担になります。  
サービスの内容により料金が違ってきますが、要介護度によって1ヶ月あたりの限度額が決められます。

## ◆高額介護サービス費の支給

同じ世帯に利用者が複数いるなど、同じ月に受けたサービスの自己負担額が高額になってしまう場合があります。

また、世帯の所得金額に配慮して自己負担上限額が設けられています。

利用者負担の合計額が自己負担上限額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費」として申請により払い戻されます。

（令和3年8月利用分から）

| 利用者負担段階区分                                       | 上限額（世帯合計）    |
|-------------------------------------------------|--------------|
| ●課税所得約690万円以上                                   | 14万 100円     |
| ●課税所得約380万円以上～<br>同約690万円未満                     | 9万3,000円     |
| ●課税所得約145万円以上～<br>同約380万円未満                     | 4万4,400円     |
| ●一般                                             | 4万4,400円     |
| ●住民税世帯非課税                                       | 2万4,600円     |
| ●合計所得金額及び課税年金収入<br>額の合計が80万円以下の人<br>●高齢福祉年金の受給者 | 1万5,000円（個人） |
| ●生活保護の受給者                                       | 1万5,000円（個人） |
| ●利用者負担を1万5,000円に減額す<br>ることで、生活保護の受給者とな<br>らない場合 | 1万5,000円     |

## ◆保険料は大切な財源

## ○介護保険の財源

財源は、加入者からの保険料と公費によってまかなわれます。

## ○保険料

## ＊65歳以上の方

保険料は所得に応じて13段階に分けられ全員が負担します。保険料額の決め方は、それぞれの市町村がどのくらい介護サービスを提供できるかの見込みを立て独自に決めます。納め方は、年金額が年額18万円以上の方は年金から天引きします。それ以外の方は町が発行する納入通知書により納めていただきます。

## ＊40歳～64歳の方

保険料は医療保険に加入している方が負担します。サラリーマンの扶養者などで医療保険料を支払っていない方の負担はありません。保険料額は、それぞれの医療保険者が所得などに応じて計算し、医療保険の保険料に介護保険分を合わせて納めていただきます。

## ◆高齢者介護・福祉についての相談窓口は

山辺町地域包括支援センター

（保健福祉センター内）TEL666－6565

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支えています。本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどからいろいろな相談ごとを、適切な機関と連携して解決に努めます。困ったことは何でもご相談ください。

- ◎今の健康を維持するためのサービスを知りたい
- ◎近所に住む一人暮らしの高齢者が最近閉じこもりぎみで心配
- ◎介護保険を利用したいが手続きがわからない。手続きに行けない
- ◎介護予防のケアプランを作ってもらいたい

- ◎サービス事業者に不満があるが直接言いづらい
  - ◎虐待にあっている高齢者を知っているがどうしたらいいかわからない
- また、住民のみなさんや民生委員、警察、医療機関などと協力して地域の高齢者を見守るネットワークづくりを進めています。

## 福祉

### 社会福祉

問い合わせ ▶ 福祉係 TEL667-1107

#### ◆心配ごとがあるときは

日常生活の中で、心配ごとが生じた場合、相談に応じています。さらに相談内容によっては、専門家あるいは専門機関と連携をとりながら応じますので、お気軽に福祉係・町社会福祉協議会・民生委員児童委員へご相談ください。

—社会福祉法人 山辺町社会福祉協議会—

TEL664-7982

地域住民が主体となって地域社会における社会福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、公私関係者の参加協力を得て組織的活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織です。

活動内容は、さまざまな社会福祉を目的とする事業の企画から実施・心配ごと相談事業・共同募金事業・生活福祉資金貸付・社会福祉施設などの運営などを行っています。

—民生委員児童委員は—

民間の奉仕者として、厚生労働大臣より委嘱を受け、地域住民の福祉向上のための相談・指導・調査などの活動を実施するとともに、福祉事務所・児童相談所に協力し、生活保護・障がい者福祉・老人福祉・児童福祉・母子福祉・婦人保護・心配ごと相談など広範な活動を行っております。町には民生委員・児童委員が36人（うち、主任児童委員2人）おり、担当地区が決められています。



### 障がい者福祉

問い合わせ ▶ 福祉係 TEL667-1107

障がい者の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携をとり、各種の相談に応じ、サービスの提供を実施しています。

#### ◆手帳制度

各種支援を受けやすくするために、対象となる方に次の手帳が交付されます。

身体障害者手帳：身体に障がいのある方

療育手帳：知的機能に障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳：精神に障がいのある方

#### ◆医療制度

身体障害者手帳に記載された障がいに対し治療効果が期待される医療や、精神に障がいのある方で、通院で治療を受ける必要がある場合に、医療費の自己負担額を原則1割にするものです。

※いずれも所得の状況によって上限額があります。

#### ◆補装具・日常生活用具

身体障害者手帳などを持っている方に、日常生活を営むにあたり必要な用具費の給付を行います。

#### ◆障がい福祉サービス

障がいのある方に対し、ヘルパーの利用や短期入所等の様々なサービスを提供します。

#### ◆その他

手帳をお持ちの方で要件により以下の制度を利用できる場合があります。

- ・福祉タクシー券（リフト付含む）
- ・福祉給油券 ・交通機関の割引
- ・各種減免等

2

戸籍・登録  
国民年金  
税金

健康・福祉  
国保  
介護保険

ごみ・衛生  
水道・防災  
交通安全

土地・建物  
道路・交通

農林水産業  
商工業

保育・学校  
スポーツ  
文化

地区委員  
選挙・議会  
広報広聴

## 高齢者福祉

問い合わせ ▶ 介護支援係・福祉係 TEL667-1107

寝たきりやひとり暮らしの高齢者が安心して明るく生活するために、また高齢者の方が生きがいのある充実した生活を送るために、介護保険制度のほかいろいろなサービスを用意しています。

## ◆在宅福祉・施設福祉

要介護高齢者の介護者などに対し、虐待なども含めた総合的な相談に応じます。

## 在宅福祉のサービス

- ・緊急通報システム（一人暮らし、寝たきり、高齢者のみの世帯など）
- ・温泉入浴回数助成（70歳以上と65歳～70歳未満の身体障がい者）
- ・高齢者住宅整備資金貸付（高齢者の専用居室等整備資金貸付 200万円限度）
- ・紙おむつ支給（所得制限あり）
- ・介護予防教室
- ・在宅での介護者へ紙おむつの補助（一部自己負担あり）
- ・一人暮らし高齢者の見守り（乳酸飲料を手渡し）
- ・無事におかえり事前登録（徘徊のおそれがある高齢者を登録し、警察等へ情報を提供）

## ◆施設福祉

- ・養護老人ホーム 65歳以上のお年寄りの方で心身や家庭環境、経済的な理由により、居宅での生活が困難な場合に入所できる施設です。

## ◆老人クラブ

自らの老後を健全で豊かなものにするため、自主的に組織された老人クラブがあります。60歳以上の方は、どなたでも加入できますので、各地域のクラブにお申し込みください。社会奉仕活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくり活動などをなさってみてはいかがでしょうか。

## 援 護

問い合わせ ▶ 福祉係 TEL667-1107

戦傷病者、戦没者遺族にかかわる生活上の問題や各種給付金の受給に関するご相談は、お気軽にどうぞ。

## 児童福祉

問い合わせ ▶ 子育て支援係 TEL667-1107

児童の虐待や発達障がいなど児童に関する相談に応じます。

## ◆児童手当

- ・手当を受けることができる方は

中学校修了（15歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している方。

詳しくは、子育て支援係までお問い合わせください。

## ◆児童扶養手当

次の条件のいずれかにあてはまる児童（18歳になった年度末まで、障がい児は20歳未満）を監護している母又は、監護し、かつ生計を同じくしている父や、親に代わって児童を養育している方

①父と母が離婚した児童②父又は母が亡くなった児童③父又は母が一定の障がいの状態にある児童④父又は母の生死が明らかでない児童⑤父又は母から1年以上遺棄されている児童⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

所得制限があり所得が一定額未満の場合に、児童が18歳になった年度末まで支給されます。

## ◆特別児童扶養手当

- ・手当を受けることができる方は

精神または身体に政令で定めた障がいがある児童（20歳未満）を養育している方。

所得制限があり、所得が一定額未満の場合に支給されます。児童が公的年金を受けることができる場合や、児童福祉施設等に入所している場合は支給されません。

